

令和 8 年度 地域包括支援センター 運營業務実施計画書

センター名 長泉北地域包括支援センター

1 基本方針

長泉町が策定する長泉町地域包括支援センター運営方針に則り、センターの運営事業を遂行することを原則とします。地域のよろず相談窓口としての機能を発揮し、様々な地域の有志者と友好的な関係を築きながら、高齢者を地域で支えあう体制づくりに尽力します。

2 事業目標

社会の変化に伴い相談ニーズが複雑化・複合化しているなかで、地域包括支援センターが担う役割も多様になっています。多様なニーズに応えていくために必要なのは、各々の専門性を存分に発揮できる体制づくりと地域との「連携」を超えた「ワンチーム」としての団結です。体制の変更がある今年度は、これまで培ってきた北包括のカラーを活かしつつ、強固かつ柔軟なチーム作りを行う年とします。

3 重点項目（重点実施事項）

○総合相談に関する取り組み

- ・相談分野を広げ、様々な相談に対応できる専門性を高める。
- ・在宅医療介護連携推進事業の受託に伴う相談の強化と連携強化の中核を担う。
- ・地域に出向いての相談の充実。

○センターの周知、啓発活動に関する取り組み

- ・モクカフェ、まちかど保健室、地域活動の訪問などを通じて包括を身近に感じてもらう。
- ・住民同士が交流する、つながるパイプ役としての関わり。

○その他 包括が地域に必要と判断した取り組み（認知症総合支援に関する取り組み）

- ・認知症当事者を主役とした関わりと活動の展開。当事者の声を聴く機会、居場所や活躍できる機会をつくる取り組み。

○権利擁護に関する取り組み

- ・様々な分野の専門職とのつながり・関係づくりを強化する。
- ・住民に向けて権利擁護についてのセミナー等を実施する。

○介護予防ケアマネジメントに関する取り組み

- ・短期集中予防サービスにおけるケアマネジメントを高める（リエイブルメント事業）。
- ・健康や生きがいへの啓発活動と社会参加できる場所の調整

○関係機関との連携強化（ネットワーク構築）に向けた取り組み

- ・顔のみえる関係づくりを強化。地域ケア会議の充実、関係者との勉強会等の計画。